

## 2026『出る順宅建士』シリーズ訂正表

令和8年1月5日  
株式会社東京リーガルマインド  
宅建士試験部

この度は、弊社のテキストを愛読いただき、ありがとうございます。

以下の教材について一部訂正がありました。

ご不便をおかけしますこと心よりお詫び申し上げます。

### ◆出る順宅建士 ウォーク問① 権利関係

P. 138 問68 選択肢4 解説 ⇒ 下記に差替え

☆④ 誤 1月以内ではない。 11-3-3  
所有権の登記名義人の氏名もしくは名称又は住所について変更  
があったときは、当該所有権の登記名義人は、その変更があった  
日から2年以内に、氏名もしくは名称又は住所についての変更の  
登記を申請しなければならない（不登法76条の5）。1月以内で  
はない。よって、本肢は誤りであり、本問の正解肢となる。

※ A4用紙に印刷いただくと、『ウォーク問』に適合した大きさになります。



000201263426

TU26342